

第2章 生活支援の充実

1. 生活支援体制の整備

◇ 現状と課題

障がい者が自立した生活を営むために、国・地方自治体・地域におけるさまざまな支援体制が必要です。特に、施設入所や長期入院している障がい者が地域に移り住むための支援体制は、重要な課題となっています。

障がい者は心身の状態により、食事、排泄、入浴、服薬、外出等さまざまな生活支援を必要としますが、障がい者の在宅生活は、高齢化などさまざまな困難を抱える家族が支えている状況にあります。このため、地域全体で障がい者や家族を支援する体制の充実が課題となっています。

この課題を解消するために、市、障がい者団体、登別市社会福祉協議会、福祉事業者、ボランティア団体や地域住民等が連携しながら、それぞれの機能に応じて役割を分担し、地域で障がい者の生活を支えることができる体制の充実が必要です。

また、障がい者の権利擁護の促進を図るとともに、障がい者虐待に速やかに対応する障がい者虐待防止センター機能の充実を図る必要があります。

◆ 施策の基本的方向

障がい者の自立した生活を支える体制の整備と充実に努めます。

●目標1：相談支援体制の充実（障害福祉G）

障がい者が安心して相談できる体制の充実に努めます。

- ・ 障がい者の総合的な相談に応ずる基幹相談支援センターの設置
- ・ 発達障がいに係る相談体制の整備
- ・ 相談窓口の周知と利用の促進
- ・ 権利擁護の促進と障がい者に対する虐待防止方策
- ・ 相談員の養成と専門機関との連携強化

●目標2：地域福祉推進体制の充実（社会福祉G）

地域福祉計画に基づき、地域住民、ボランティア、民生委員児童委員、登別市社会福祉協議会等と協働し、地域福祉推進体制の充実に努めます。

また、地域において孤立する可能性のある一人暮らしの障がい者や高齢者などを地域ぐるみで見守る仕組みを構築し、推進します。

2. 在宅支援の充実

◇ 現状と課題

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活をおくるためには、障がいに応じた支援体制の充実が必要とされています。

在宅支援体制は、障がいの特性に配慮し、生涯を通じてその時々に応じた支援を一貫して行えることが必要とされますが、この体制の充実が課題となっています。

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活をおくることができるよう、障がいの特性や障がい者等のニーズに応じたきめ細やかなサービスの提供が必要です。

◆ 施策の基本的方向

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活がおくれるよう、在宅支援の充実に努めます。

●目標1：在宅支援事業の充実（障害福祉G）

居宅介護等の「居住系サービス」は、障害者総合支援法に基づく体制の充実に努めながら実施します。

- ・ 障害者総合支援法による在宅支援の充実（介護・訓練・医療・補装具給付）
- ・ 地域生活支援事業の充実（地域活動支援センター・移動支援・コミュニケーション支援・日常生活用具・相談支援事業、成年後見制度等）
- ・ 在宅障がい児の入浴サービスの提供体制の整備

●目標2：居場所づくり（障害福祉G）

障がい者や障がい児の保護者が交流を図ることができるサロンなどの居場所づくりに努めます。

●目標 3 : 障がい児療育事業の充実（障害福祉 G）

登別市児童デイサービスセンターのぞみ園（以下「のぞみ園」という。）の療育機能を強化し、障がい児等の保護者からの相談、関係機関との連携強化、児童の心身の状況に応じたケースマネジメントなど、幼児期から学齢終了時までの一貫した療育体制の強化に努めます。

●目標 4 : 保育所等の障がい児受入体制の充実（子育て G）

保育所、私立幼稚園における障がい児の受け入れ体制の拡充に努めます。

●目標 5 : 福祉用具の給付等（障害福祉 G）

障がい者の自立生活を支援するために、身体的機能を補い、身辺の処理や移動などの日常生活を容易にする補装具、生活用具の給付等を行います。



3. 施設による支援の充実

◇ 現状と課題

障がい者が地域で自立した生活をおくるためには、機能を回復するための施設、人との交流を訓練する施設、職の技術を身につけるための施設、共同生活をする施設など生涯を通じて様々な施設を必要とします。また、地域で生活することが困難な障がい者や、生活訓練や作業訓練等行う障がい者のために、広域的な利用を目的として整備された入所施設が必要とされています。

市内には、就労支援事業所がこの数年間で4ヶ所開設されましたが、施設入所している障がい者が、地域生活への移行を希望しても障がい者の受け入れや地域で自立した生活をおくるために必要な生活介護やショートステイ、日中一時支援、グループホームなどのサービス体制の整備や充実が課題となっています。

◆ 施策の基本的方向

障がいに応じた施設整備を、既存施設の活用等を視野に入れながら、市や関係団体等と連携しながら充実に努めます。

●目標1：障がい者の日中活動系サービスの整備（障害福祉G）

在宅生活を支援する生活介護施設等は、民間活力を活用しながら充実に努めます。

- ・ 身体障がい者が通所しながらリハビリ等を受けられる生活介護事業所の誘致
- ・ 就労支援事業所の授産作業への支援

●目標2：生活の場の確保（障害福祉G）

障がい者の生活の場として、関係団体と連携しながら既存建物の活用を視野に入れ、民間活力による居住場所の確保に努めます。

- ・ グループホーム、ケアホームの設置

●目標3：福祉施設における地域住民等との交流（障害福祉G）

福祉施設と地域の結びつきを緊密なものとするため、地域住民等との活発な交流を促進します。

- ・ 市役所等での就労支援事業所の授産製品の販売スペースの提供
- ・ 市内の各種イベントへの就労支援事業所の出店等の支援
- ・ 共生型施設における地域住民等との交流

4. ボランティアの育成と活動の充実

◇ 現状と課題

現在、多くの個人や団体がボランティア活動を行い、地域福祉の担い手として活躍されています。

登別市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターでは、ボランティア情報の収集・発信、ボランティア活動のコーディネート、ボランティアに関する教育・研修・情報交換の場の提供などを行い、若年者から高齢者に至るまで、ボランティアの輪を広げる活動を行っています。

障がい者に対する主なボランティア活動としては、外出支援、手話・朗読・点訳の情報伝達支援等があります。これら障がい者への支援に関する活動を広めていくためには、地域住民に対する障がい者への理解と関心を高める取り組みとあわせて、市民が主体的にボランティア活動に参加できる環境づくりが必要です。

◆ 施策の基本的方向

地域福祉の担い手である市民による主体的なボランティア活動が障がい者の自立を支えていることを踏まえ、積極的にボランティア活動が展開されるよう環境づくりに努めます。

●目標1：ボランティア活動等の充実（社会福祉G、障害福祉G）

地域におけるボランティア活動の推進を図るため、ボランティアに関する研修・体験事業を行っているボランティアセンターと連携し、ボランティアの育成に努めます。

また、障がい者団体やボランティア団体等との協力により、様々なニーズに対応できるボランティア活動の充実に努めます。

- ・点訳、音訳ボランティアなどの育成
- ・障がい者、家族によるボランティア育成

●目標 2 : ボランティア情報の提供 (社会福祉 G)

ボランティア活動に関する情報を市民に提供し、ボランティア活動の一層の振興に努めます。

- ・「ホームページ」、「広報のぼりべつ」を活用したボランティア活動の情報発信
- ・関係団体等との連携によるボランティア情報の発信